

件名		岡山県警察本部庁舎ほか32施設で使用する電気の調達	
		質 問	回 答
■質問受付日（6月22日）			
1	供給地点における供給管区を確認するため、以下ご回答ください。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者 ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁		①中国電力ネットワーク株式会社です。 ②07です。
2	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございませんでしょうか。 また、ご指定様式に「印」のマークがない場合は、押印省略でよいですか。		提出する書類及び入札書の日付は作成日としてください。 また、押印省略についてはお見込みのとおりです。
3	自家発補給電力の契約はありますか。		ありません。
4	【500kW以上の施設について】 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出していただきますが可能ですか。（根拠資料が不十分だった場合、ご希望に添えない可能性がございます。）		現在の契約電力と仕様書の予定契約電力は同じです。
5	【500kW以上の施設について】 現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。		現在の契約電力は質問No.4に対する回答のとおりです。令和7年度の最大需要電力は「令和7年度電力使用実績」のとおりです。 また、令和7年4月以降の最大需要電力は現在の契約電力を超過していません。
6	【500kW以上の施設について】 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込みが一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。		仕様書記載の契約電力での申込みが一般送配電事業者に却下された場合、契約電力は協議の上、決定します。 また、契約単価の変更協議に応じることは可能です。
7	【500kW以上の施設について】 供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です）。 その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。		最大需要電力が契約電力を超過した場合、契約書（案）第7条第2項及び第3項のとおりとします。 また、契約単価の変更協議に応じることは可能です。
8	【500kW未満の施設について】 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。		現時点では予定はありません。
9	2回線受電施設の予備電力の契約電力kWは、全地点ともに常備線と同じkWでお間違いありませんか。		間違いありません。
10	現在の計量日をご教示ください。		いずれの施設も計量日は1日です。
11	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますか。		送電開始日と現在の計量日は一致しています。
12	自動検針装置は全地点有でお間違いありませんか。未設置の場合、供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合、開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。		自動検針装置の設置については、仕様付属書記載のとおりです。

	質 問	回 答
13	<p>入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス止め、封緘必須など、ご指定はありますでしょうか。</p> <p>郵送提出の場合、簡易書留又はレターパックで郵送いたしますが問題ありませんか。</p>	<p>入札書及び入札内訳書の提出方法に指定はありません。</p> <p>郵送提出の場合、書留郵便その他これに準じる方法により、配達記録が確認できる方法で送付してください。</p>
14	<p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税及び地方消費税を含むことができる。</li> <li>・力率は100%と仮定して積算する。</li> <li>・力率割引・割増欄には、力率割引・割増相当額【基本料金単価×契約電力×(1-((185-力率)/100))】を記載する。</li> <li>・主契約分小計(A)は【契約電力×基本料金単価±力率割引割増相当額】とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金及び電力量料金の各単価は、税込単価としてください。</li> <li>・力率は100%で算定してください。</li> <li>・入札付属書&lt;記載要領&gt;注3のとおりです。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札付属書&lt;記載要領&gt;注3のとおりです。</li> </ul>
15	<p>弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額（電源調達調整単価）での応札、契約締結は可能ですか。</p>	<p>仕様書3(12)その他に記載のとおり、燃料費等調整額は、各施設を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとします。</p>
16	<p>燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。</p>	<p>燃料費等調整を行わない料金制度での入札及び契約締結はできません。</p>
17	<p>①弊社が契約に至った場合、管区内旧一般電気事業者の入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>②ご了承いただけない場合、管区内旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、管区内旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。</p>	<p>①各施設を管轄する旧一般電気事業者が定める燃料費等調整額の算定諸元が改定された場合、改訂後の算定諸元を使用してください。</p> <p>②燃料費等調整額の算定諸元が改定される場合、契約書（案）第2条第5項のとおり、契約単価の見直しについて協議することができるものとします。</p>
18	<p>落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください（開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です。）</p>	<p>初度入札で落札者が決定した場合、開札結果は開札日に電話又はメールで連絡します。</p>
19	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込の場合、振込手数料はお客さま負担をお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますか。</p>	<p>振込手数料を負担することは差し支えありません。</p> <p>また、支払は契約書（案）第11条第1項のとおり、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとします。</p>
20	<p>①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月7営業日頃に発送いたしますがご了承いただけますか。</p> <p>②紙の請求書の発行には費用のご負担をいただきますがよろしいですか。（WEBマイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です。）</p>	<p>①紙の請求書を発行又はWEBページから請求書を印刷のどちらでもかまいませんが、請求書の記載内容については、契約締結時に協議の上決定します。また、紙の請求書を発行する場合、毎月7営業日頃の発送で差し支えありません。</p> <p>②請求書発行費用の負担はできません。</p>

	質 問	回 答
21	<p>1 地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。</p> <p>①分割請求の対応は必須ですか。</p> <p>②分割数をご教示ください。</p> <p>③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となります。</p> <p>④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきます。</p> <p>⑤分割を行う場合、各施設の分割後の請求金額をご提供いただく必要がございます。子メーター等で計測した使用電力量を元に弊社で請求金額を算出する対応はできかねます。</p>	<p>1 地点の請求書を複数に分割した請求書の発行は不要です。</p>
22	<p>電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか）。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。</p>	<p>1枚の請求書に対し、複数から支払うことはありません。</p>
23	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよいですか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
24	<p>合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承いただけますか。</p>	<p>合算請求書の発行は不要です。</p>
25	<p>計量結果の報告及び検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行はいたしかねますのでご了承願います。</p>	<p>差し支えありません。</p>
26	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず、合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんか。</p>	<p>問題ありません。</p>
27	<p>落札後又はご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますか。</p>	<p>契約単価の変更協議に応じることは可能です。</p>
28	<p>落札者が決まらず、2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますか。</p>	<p>初度入札提出時に再度入札の辞退届の提出は不要です。</p>
29	<p>仮に弊社が落札した場合、契約書の内容及び契約書に記載がない事項について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能ですか。</p>	<p>契約書の内容は契約書（案）を基本としますが、条文等の詳細については、落札後に契約者と協議の上、決定します。</p>

	質 問	回 答
30	契約書の提出期限や締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合、そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約締結に係る事務は、供給開始日前までの完了が必須です。
31	入札保証金、契約保証金は免除となりますか。	入札保証金及び契約保証金の減免については、岡山県財務規則第133条及び第155条の規定により決定します。 岡山県財務規則第133条第3号により入札保証金を免除する場合、岡山県の入札参加資格を有していれば、提出書類は必要ありません。 また、岡山県財務規則第155条第3号により契約保証金を免除する場合、過去2年間における当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする国又は地方公共団体等との契約実績が対象となりますが、具体的な契約保証金の免除の可否については、落札後に提出される書類を基に決定します。なお、提出書類は、落札決定後速やかに郵送又は電子メール等により提出してください。
32	入札保証金、契約保証金が免除ではない場合、免除申請のため過去の契約実績を証明する書類をご提出いたします。ご提出方法、ご提出期日など、詳細をご教示いただけますか。	質問No, 31に対する回答のとおりです。
33	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ・ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式でよいですか。 ・従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。	市場連動プランでの入札はできません。
34	仕様付属書の水島警察署の備考欄に庁舎移転の旨記載がないようですが、仕様書記載のとおり、移転となるのは水島警察署と井原警察署矢掛交番の2地点でお間違いはありませんか。	水島警察署及び井原警察署矢掛交番は庁舎移転を予定しています。 本契約では2施設とも移転前庁舎（旧庁舎）を契約対象としています。
35	水島警察署、井原警察署矢掛交番について、契約期間の延長はどの程度を想定されておりますか。年度をまたぐ場合は各契約単価の変更には応じていただけますか。	2施設とも契約延長期間については、現時点では未定ですが、契約期間を延長する場合、契約単価の変更協議に応じることは可能です。
36	水島警察署、井原警察署矢掛交番について、庁舎移転後は供給地点番号新設となりますか。供給地点番号新設には対応いたしかねますので、弊社が落札したとしても、別の小売業者とのご契約をお願いする場合があります。	本契約では、2施設とも移転前庁舎（旧庁舎）を契約対象としており、移転後庁舎（新庁舎）は契約対象としていません。
37	水島警察署、井原警察署矢掛交番について、移転前庁舎（旧建物）で使用していた電気は廃止となりますか。取り壊し、建替えなどの工事は発生しますか。	水島警察署及び井原警察署矢掛交番は現在、新庁舎を建設中です。 新庁舎移転後、旧水島警察署庁舎は解体予定であり、旧井原警察署矢掛交番については未定です。

	質 問	回 答
■質問受付日（6月24日）		
38	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	全施設の電力供給会社は、関西電力株式会社です。 また、現在の計量日は質問No, 10に対する回答のとおりです。
39	各施設について、自動検針装置はついてますか。	質問No, 12に対する回答のとおりです。
40	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	質問No, 3に対する回答のとおりです。
41	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	質問No, 2に対する回答のとおりです。
42	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	質問No, 14に対する回答のとおりです。
43	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）でいただく事は可能ですか。	入札説明書15 その他(2)に記載のとおり、入札に係る各種様式データは提供可能です。
44	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	入札付属書<記載要領>注1のとおりです。
45	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	質問No, 14に対する回答のとおりです。
46	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）	入札説明書7 入札に関する事項(2)入札付属書の記載方法 ウに記載のとおり、基本料金及び電力量料金は、小数点以下第3位を四捨五入してください。
47	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札付属書記載のとおり、円位未満切捨てです。
48	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	質問No, 20に対する回答のとおりです。
49	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	問題ありません。
50	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。（ご了承いただけない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします。）	請求書には、代表者が確認できる印の押印又は当該請求書に係る発行責任者及び担当者の氏名と連絡先の記載のいずれかが必要です。
51	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます） ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。

	質 問	回 答
52	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
53	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
54	請求書の支払期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	質問No, 19に対する回答のとおりです。
55	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	質問No, 21に対する回答のとおりです。
56	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	仕様書 3仕様 (12)その他 ウに記載のとおりです。
57	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書 3仕様 (12)その他 アに記載のとおりです。
58	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	質問No, 26に対する回答のとおりです。
59	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	質問No, 17に対する回答のとおりです。
60	契約開始時又は供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	500kW以上（協議制）の施設において、契約開始時又は供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はありません。
61	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	質問No, 6に対する回答のとおりです。
62	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2026年1月〇〇kW	質問No, 5に対する回答のとおりです。
63	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	質問No, 4に対する回答のとおりです。

	質 問	回 答
64	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応可能です。
65	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	質問No, 64に対する回答のとおりです。
66	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	契約履行証明書の提出は必須ではありません。
67	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	入札保証金の免除については、質問No, 31に対する回答のとおりです。 また、岡山県財務規則第155条第3号により契約保証金を免除する場合、過去2年間における当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする国又は地方公共団体等との契約実績を客観的に確認できる書類（契約書の写し等）を2件分提出いただきます。
68	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	質問No, 31に対する回答のとおりです。 また、免除可否の審査結果については通知します。
69	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	仕様書及び使用付属書に記載している工事を除いては、現時点では予定はありません。
70	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
71	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	質問No, 18に対する回答のとおりです。
72	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	提供可能です。
■質問受付日（6月29日）		
73	弊社が落札した場合は、「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となりますが、応札可能でしょうか。（基本料金＋電力量料金＋再エネ賦課金のみ）	質問No, 16に対する回答のとおりです。
74	弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。	質問No, 21に対する回答のとおりです。
75	本件では、分割入金の希望はございますか。 ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。 （例：自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）	質問No, 22に対する回答のとおりです。

	質 問	回 答
76	弊社では、計量結果の報告（通知書）に関して、請求書記載のご利用内訳をもって代えております。したがって、検針結果等の通知書を請求書発行前に別途発行等の個別対応は行っておりませんが、問題ございませんでしょうか。	質問No, 25に対する回答のとおりです。
■質問受付日（7月1日）		
77	弊社供給条件ではお支払期日は「支払義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定められた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	質問No, 19に対する回答のとおりです。
78	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10%の割合を乗じて算定して得た金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	遅延利息については、契約書（案）第11条第2項のとおりとします。
79	契約書（案）第11条第2項に「当該遅延利息の金額に100円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。」と記載がございましたが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。	遅延利息の端数処理については、契約書（案）第11条第2項のとおりとします。
80	消費税又は一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますでしょうか。	契約単価の変更協議に応じることは可能です。
81	契約電力が500kW以上の施設における契約電力の超過金について、弊社の供給条件では「契約超過電力に料金表に定める基本料金率を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。	契約電力を超過した場合、契約書（案）第7条第2項及び第3項のとおりとします。
82	基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設ごとに単価が異なる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。また、可能な場合、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。	施設ごとに異なる単価設定は可能です。また、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更することは可能です。
83	警察本部庁舎、運転免許センター、機動隊庁舎別館につきまして、予備電力料金は基本料金とは別で算定させていただいたため、『基本料金＋電力料金＋予備電力料金（力率考慮なし）』の料金方式になるように入札付属書に記載のある「基本料金単価」欄内にある「予備電源・予備線」欄を削除してもよろしいでしょうか。また、メニューが他施設と異なるため単価を新たに設定してもよろしいでしょうか。	仕様書3 仕様(2)に記載のとおり、予備電力料金は基本料金の部分に記載してください。また、新たな単価の設定は差し支えありません。
84	上記質問83に伴い、契約書（案）第2条に記載の契約金額の表につきましても、弊社落札の場合、警察本部庁舎、運転免許センター、機動隊庁舎別館の箇所を弊社の料金方式・料金形態に合わせて修正していただくことは可能でしょうか。	落札者と協議の上、決定します。
85	入札付属書の力率について、「注3 当該率」とは力率100%として算定してもよろしいでしょうか。	質問No, 14に対する回答のとおりです。

	質 問	回 答
86	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	落札結果は、岡山県公報により落札決定日、落札業者及び落札金額（総額）を公示します。
87	「入札保証金・契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。 契約書の写し等が必要な場合、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。	質問No, 31及びNo, 67に対する回答のとおりです。 なお、岡山県財務規則第155条第3号により契約保証金を免除する場合、提出書類は契約書の写しを想定していますが、過去2年間における当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする国又は地方公共団体等との契約実績を客観的に確認できる書類であれば他の書類でも差し支えありません。
88	仕様書3(12)イ「仕様付属書No, 22水島警察署及びNo, 26井原警察署矢掛交番は、庁舎移転等を予定しており、契約期間を延長する場合がある。」と記載がございますが、当社では契約期間を延長する場合、契約単価などは協議にて決定いたします。ご了承いただけますでしょうか。	質問No, 35に対する回答のとおりです。
89	井原警察署矢掛交番は令和9年3月に交番機能移転予定とありますが、機能移転後も契約満了までご契約いただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
■質問受付日（7月2日）		
90	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	質問No, 86に対する回答のとおりです。
91	仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について落札後に協議いただくことは可能ですか。	質問No, 29に対する回答のとおりです。
92	入札書の日付は、作成日を記入という認識で相違ありませんか。	質問No, 2に対する回答のとおりです。
93	入札金額を算定するにあたり、各施設で異なる単価の設定は可能という認識でよろしいですか。	質問No, 82に対する回答のとおりです。
94	弊社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については、小数点以下第3位まで生じることがございます。 入札金額を積算するにあたり、小数点以下第3位までの単価を用いて積算し、仮に弊社が落札した場合は、小数点以下第3位までの単価での契約となりますが、ご了承いただけますか。	単価の小数点以下の桁数には指定がないため、入札付属書に記載する単価及び契約単価が小数点以下第3位となっても差し支えありません。 ただし、入札付属書に記載する基本料金及び電力量料金等は、入札説明書7 入札に関する事項(2) 入札付属書の記載方法 ウのとおりとさせていただきます。
95	入札金額については、力率100%とし、力率による割引を加味した金額で算定するという認識で相違ありませんか。	質問No, 14に対する回答のとおりです。
96	貴県の入札参加資格者名簿に登録されている受任者にて入札参加する場合、入札参加申出書等の事前提出書類及び入札書の代表者職氏名は、受任者名の記載押印で問題ありませんか。その場合、委任状の提出は不要との認識で相違ありませんか。	相違ありません。
97	燃料費等調整額について、「各施設を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	質問No, 15及び16に対する回答のとおりです。

	質 問	回 答
98	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では、必ずしも落札者が最安とされないケースが考えられます。</p> <p>落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。</p>	<p>質問No, 97に対する回答のとおりです。</p>
99	<p>契約書に以下の文言を追加させていただけますか。</p> <p>乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約書の内容は契約書（案）を基本としますが、条文等の詳細については、落札者と協議の上、決定します。</p>
100	<p>政府による電気料金支援政策に基づく値引きについては、小売電気事業者ごとに適用対象となる検針期間等の取扱いが異なる場合があります。</p> <p>そのため、契約開始時点において他の事業者から当該支援に基づく値引きを受けている場合であっても、当社が落札することにより、適用期間が短くなる可能性があります。</p> <p>このような状況が生じ得る場合においても、当社は入札への参加が可能かご教示ください。</p>	<p>入札参加可能です。</p>
101	<p>契約期間中において、当該地域を供給区域とする一般送配電事業者による託送料金の見直しや、消費税率の変更等の外生的な料金改定が生じた場合、契約期間中であっても、当該改定内容を反映した小売料金単価へ変更することが可能か否かについて、ご教示ください。</p> <p>また、変更が可能な場合には、必要となる手続きについても併せてご教示願います。</p>	<p>質問No, 80に対する回答のとおりです。</p>